

事業系ごみに係る他都市の取り組みの詳細（第3回清掃審議会 資料7 補足説明資料）

市施設への資源物搬入規制の手法等 (第3回清掃審議会 資料7 記載内容)	質問事項	質問への回答
<p>【名古屋市】 年に2回、1週間程度検査強化期間を設け、期間中は搬入車両すべてに対し検査を行う。 また、1事業所当たり1収集日45リットル以内の資源物は行政回収して受入する。</p>	<p>「1事業所当たり1収集日45リットル以内の資源物は行政回収して受入する」とは具体的にどういうことか。</p>	<p>事業系の資源物に限り、1事業所あたり1回の収集日に家庭用指定袋(45リットル)1袋以内で、家庭から出るものと同じ性状であれば市が収集している。 収集品目は空きびん・空き缶・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装・スプレー缶(スプレー缶のみ20リットル袋1袋以内)。 びん・缶・ペットボトル・紙製容器包装はステーション収集、プラスチック製容器包装とスプレー缶は戸別収集をしている。</p>
<p>【北九州市】 古紙類、木くず、ペット、びん、缶について民間リサイクル施設で受入できない旨の証明書があれば、市の施設で受入可能</p>	<p>「民間リサイクル施設で受入できない旨の証明書があれば、市の施設で受入可能」とは具体的にどういうことか。</p>	<p>古紙類・廃木材が市の施設に持ち込まれた場合は、受入れ禁止を指導し、古紙問屋や民間のリサイクル事業所に搬入するよう誘導する。 古紙問屋や民間のリサイクル事業所に搬入した際に、リサイクルできないものがあつた場合には、「リサイクル不可証明書」が発行され、市の焼却施設において証明書を確認の上、受入する。</p> <p>※「リサイクル不可証明書」による市の施設での受入は古紙類・廃木材のみであり、びん・缶・ペットボトルについては市の施設では受け入れない。</p>